日本保育協会保育科学研究所倫理委員会細則

- 第1条 日本保育協会保育科学研究所(以下研究所と略す)において行われる保育に関する調査、研究等が、個人情報保護、倫理面から人権の尊重および科学的妥当性をもって行われること目的とし、研究所に倫理委員会を設置する。
- 第2条 倫理委員会は次の事項について審査する。
 - (1) 保育に関する調査、研究等を行う者から研究所長を通じて倫理委員会に申請のあった事項。
 - (2) 研究所所長が審査を要すると判断し、倫理委員会に付議した事項。
- 第3条 倫理委員会委員は、有識者2人、研究所運営委員2人、保護者の立場を代表す る者1人の5人とし、日本保育協会理事長が委嘱する。
 - 2 倫理委員会委員長は、委員の互選とする。
 - 3 倫理委員会委員長が必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第4条 申請者は「倫理委員会審査申請書」(様式1)を、研究所長を通じて倫理委員 会委員長に提出する。
- 第5条 倫理委員会は、委員の過半数をもって開催することができる
 - 2 議決は出席委員の3人以上の合意をもって決する。
 - (1) 審査判定は、承認、条件付き承認、内容変更の勧告、不承認の区分とする。
 - (2) 倫理委員会委員長は審査終了後、結果を研究所長に報告する(様式2)。
 - (3) 研究所長は、申請者に結果を通知する(様式3)。
- 第6条 申請者は審査結果を踏まえ、再審査を申請することができる(様式4)。
- 第7条 審査経過および結果は、申請書と共に5年間研究所事務局に保存する。
- 第8条 この細則の変更については研究所運営委員会で決める。

(附 則)

倫理委員会は、3人以上が同意すればメールによる会議も可能とする。 この細則は、平成25年 4月1日から施行する。